

訪問型サービス（独自）料金表

		1 割	2 割	3 割	
1 週あたりの標準的な回数を定める場合	1 週 1 回程度の場合	1,176 円	2,352 円	3,528 円	
	1 週 2 回程度の場合	2,349 円	4,698 円	7,047 円	
	1 週 3 回程度の場合	3,727 円	7,454 円	11,181 円	
1 月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合		287 円	574 円	861 円
	短時間の身体介護が中心である場合		163 円	326 円	489 円
	生活援助中心の場合	45 分未満	179 円	358 円	537 円
		45 分以上	220 円	440 円	660 円
初回加算		200 円	400 円	600 円	
生活機能向上 連携加算	(I)	100 単位/月	訪問リハビリ・通所リハビリ医療機関の理学・作業・言語聴覚士、医師が計画担当者と身体状況を評価した場合		
	(II)	200 単位/月			
口腔連携強化加算	50 単位/回 *月に 1 回限り		口腔の健康状態の評価を実施、利用者の同意を得て歯科医療機関と及び介護支援専門員に情報提供した場合		
処遇改善加算	I	II	III	IV	
	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	
特定地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービスを行った場合			所定単位数に 15%加算	
中山間地域における 小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービスを行った場合			所定単位数に 10%加算	
中山間地域に居住する者 へのサービス提供	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の実施地域を超えてサービスを行った場合			所定単位数に 5%加算	
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者が 20 人以上			10%の減算	
	事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合			15%減算	
	同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合			12%減算	